

令和 7 年 2 月市議会定例会

参 考 資 料

< 議第53号 >

< 議第54号 >

焼 津 市

令和7年2月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第53号	焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第54号	焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド耐震改修工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について	4

新	旧
焼津市消防団員等公務災害補償条例 昭和41年6月28日条例第12号 第1条 ～ 略 第3条 第2章 損害補償 (損害補償の種類) 第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。 (1) 療養補償 (2) 休業補償 (3) 傷病補償年金 (4) 障害補償 ア 障害補償年金 イ 障害補償一時金 (5) 介護補償 (6) 遺族補償 ア 遺族補償年金 イ 遺族補償一時金 (7) 葬祭補償 (補償基礎額) 第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）若しくは診断により非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及びにおいて当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従	焼津市消防団員等公務災害補償条例 昭和41年6月28日条例第12号 第1条 ～ 略 第3条 第2章 損害補償 (損害補償の種類) 第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。 (1) 療養補償 (2) 休業補償 (3) 傷病補償年金 (4) 障害補償 ア 障害補償年金 イ 障害補償一時金 (5) 介護補償 (6) 遺族補償 ア 遺族補償年金 イ 遺族補償一時金 (7) 葬祭補償 (補償基礎額) 第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）若しくは診断により非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及びにおいて当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従

事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

第6条

～ 略

第29条

附則 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

第6条

～ 略

第29条

附則 略

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12, 500	円 13, 350	円 14, 200
分団長及び副分団長	10, 800	11, 650	12, 500
班長及び団員	9, 100	9, 950	10, 800

備考

- 1 事故発生日に当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合には当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日以前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日以前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

議第54号 焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド耐震改修工事
(建築工事) 請負契約の一部を変更する契約の締結について

- 1 焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド耐震改修工事 (建築工事) 請負契約 (変更前)
 - (1) 施設名称 焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド
 - (2) 工事概要 既存施設の耐震性を向上させるための改修工事
(防水改修、トイレ改修、更衣室改修、塗装改修等を含む。)
 - (3) 工事内容
 - ア 耐震工事
耐震壁設置 (5 か所)、補強柱等の設置、クラックの補修、解体、かぶり厚調査・補修
 - イ トイレ改修工事
男女トイレ洋式化 (全面改修)、トイレブース、多目的トイレ新設、手洗い新設 (1 か所)
 - ウ 更衣室内装改修工事
全面改修、手洗い新設 (1 か所)
 - エ 防水改修工事
観覧席防水改修
 - オ 塗装改修工事
観覧席手摺の塗り替え、外壁塗装
 - カ 外構改修工事
破損側溝蓋取替
 - キ 観覧席背面側手摺設置
建物内物置移設
 - ク 波板撤去
 - (4) 工期 令和6年9月2日から令和7年8月28日まで
 - (5) 関連工事
 - ア 焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド耐震改修工事 (機械設備工事)
 - イ 焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド耐震改修工事 (電気設備工事)
- 2 焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド耐震改修工事 (建築工事) 請負契約の一部を変更する契約
 - (1) 変更理由
観覧席スラブ下面約500m²のモルタル吹付けの増工
 - (2) 変更内容

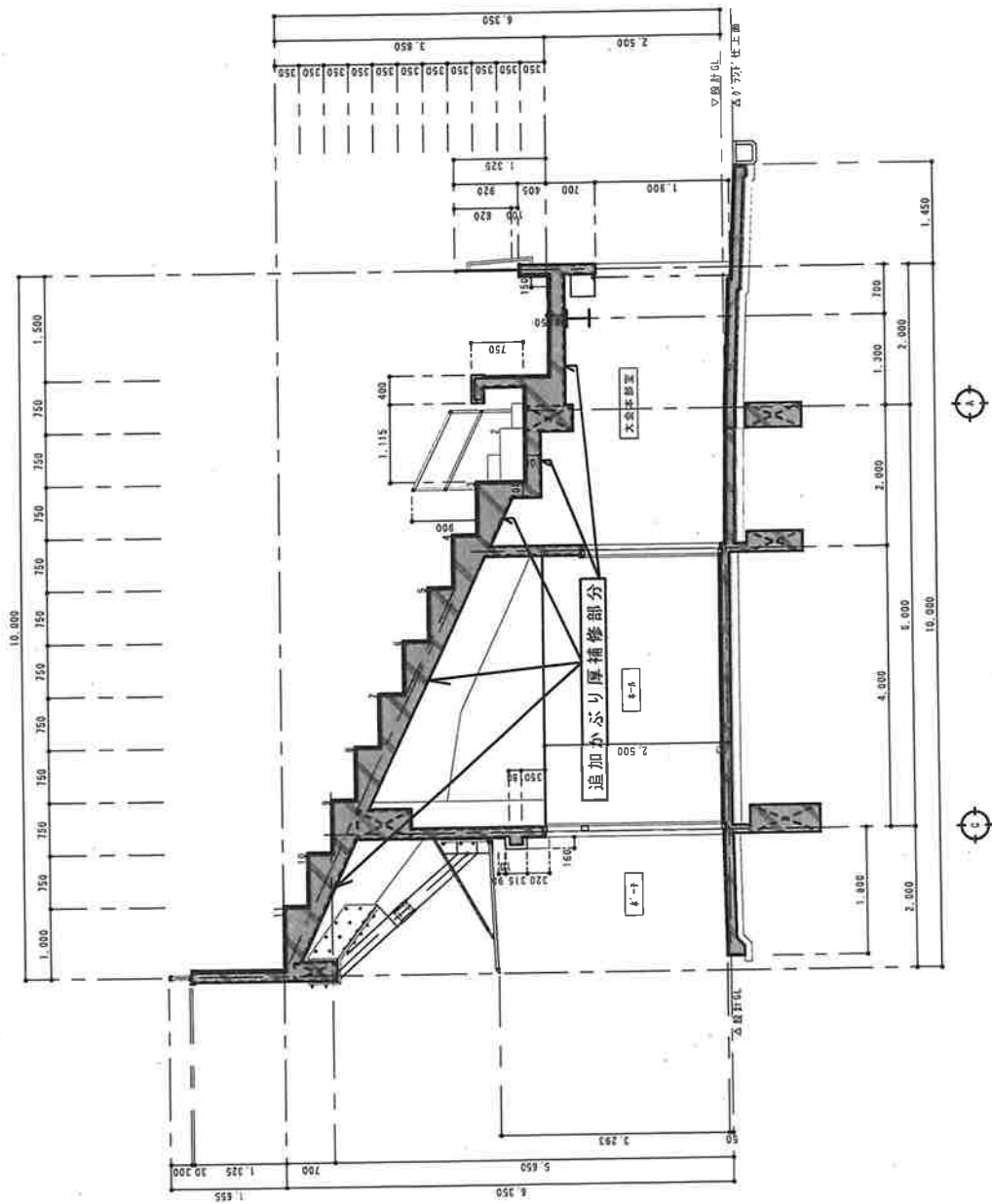
ア 契約金額

変更後の契約金額 220,869,000円

増減額 65,769,000円の増額

イ 工期

変更後の工期 令和6年9月2日から令和7年12月11日まで



断面詳細図 S=1:50

工 事 名 伊勢市総合グラウンド地上競技場メインスタンド 新築改修工事（建築工事）	図 面 名 断面詳細図 1	縮 尺 1 : 50	設計コード CA031-3066 設計年月日 平成 4 年 月	構 造 鉄 骨	設 計 設 計	監 理 監 理	施 工 施 工	一級建築士事務所 株式会社 イムラ設計事務所 〒411-0038 静岡県清水市東三丁目20-6 TEL (054) 628-7724 FAX (054) 627-0300	図面番号 A-22
---	------------------	---------------	--	------------	------------	------------	------------	---	--------------